

第 05 - 117 号  
2005年8月11日

## 国際線「燃油特別付加運賃」(燃油サーチャージ)の継続を申請

ANA グループでは、国際線における「燃油特別付加運賃」(いわゆる「燃油サーチャージ」)を今年度下期も継続することとし、本日 2005 年 8 月 11 日(木)に、国土交通省に申請いたしました。

弊社グループでは、航空燃油価格の高騰とその長期化に伴い、2005 年 2 月 1 日(火)より、国際線運賃に「燃油特別付加運賃」を付加し、7 月 7 日(木)より運賃額を変更させていただいておりますが、弊社グループの自助努力を踏まえても、費用の一部をお客様にご負担頂かざるを得ない状況が続いております。何卒皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。「燃油特別付加運賃」の概要は次のとおりです。

### 「燃油特別付加運賃(継続)」の概要

#### 1. 運賃額(日本発一区間片道当たりの額):

日本 = 欧州・北米(含むハワイ)・南米・中東	5,000 円
日本 = タイ・シンガポール・マレーシア	3,600 円
日本 = ベトナム・中国(福岡 = 上海を除く)・台湾・グアム	1,300 円
日本 = 香港	1,200 円
日本 = 韓国、福岡 = 上海	700 円

#### 2. 改定(廃止)条件:

(1) シンガポールドルの月平均価格が 60 米ドルを下回った場合、本運賃は以下の額とします。

日本 = 欧州・北米(含むハワイ)・南米・中東	2,500 円
日本 = タイ・シンガポール・マレーシア	1,800 円
日本 = ベトナム・中国(福岡 = 上海を除く)・香港・台湾・グアム	1,000 円
日本 = 韓国、福岡 = 上海	500 円

(2) シンガポールドルの月平均価格が 40 米ドルを下回った場合、本運賃は廃止いたします。

#### 3. 運賃適用条件:

- (1) 大人・小児・幼児ともに同額をご負担いただきます。また、AMC 国際線特典航空券ご利用のお客様にも同額をご負担いただきます。
- (2) 航空券購入後の払戻しの際、本運賃には取消手数料・払戻手数料は適用せず、全額払戻しいたします。
- (3) 関係国政府の認可条件によって、額が変更となる場合があります。

以上